

どうじん

創刊号

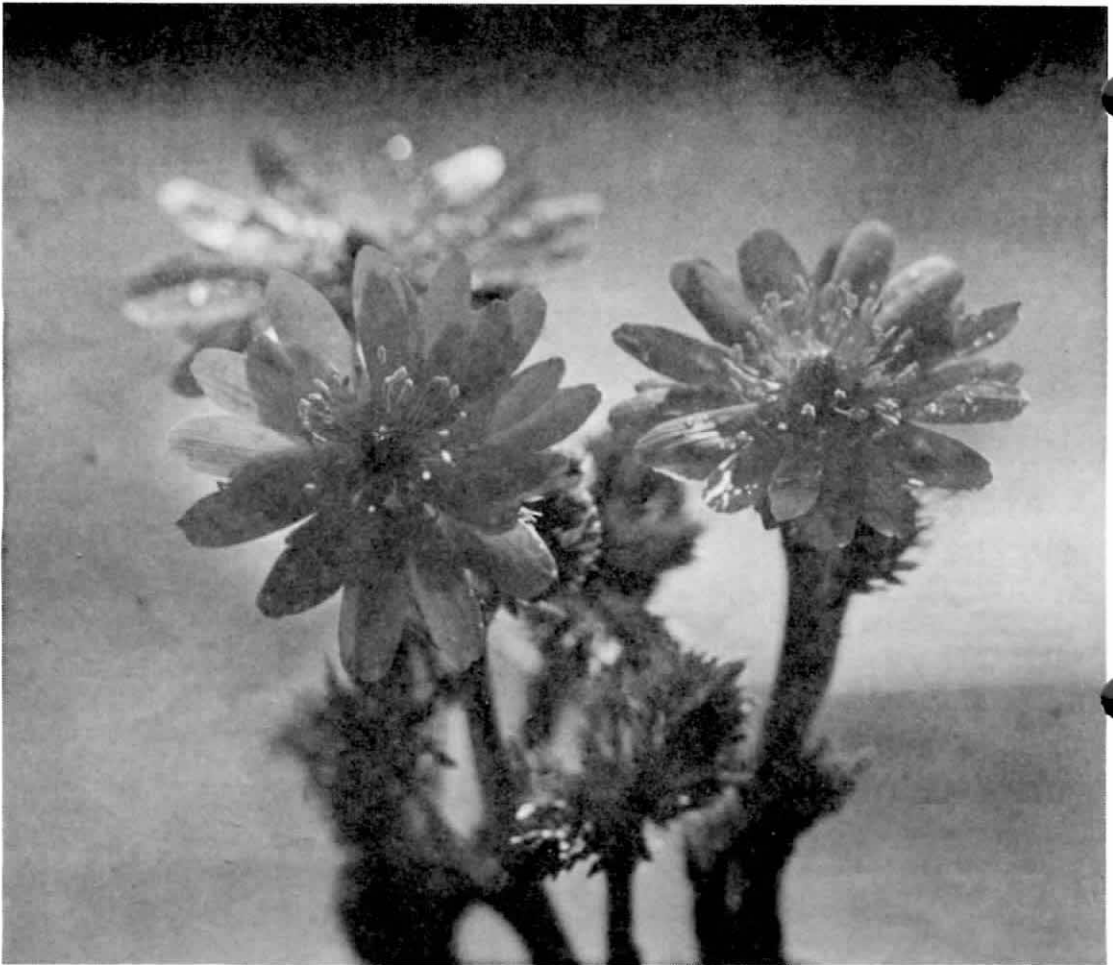
発行日 昭和53年3月14日

編集発行

北海道腎臓病患者連絡協議会

印刷所

北海道きかんし共同印刷所



北海道腎臓病患者連絡協議会



道腎協設立あいさつ

北海道腎臓病患者連絡協議会

会長 細川 哲夫

今年は例年にくらべ、各地とも降雪量も多く、寒さが一段と厳しくなにかとご苦労も多いものと思われま

す。昨年七月に永年の懸案でありました道腎協の設立も各地区の会員各位の熱意により今日に至りましたが、基礎資料の収集、整備、各団体との連絡業務等内部体制作りを進めて参りましたが、これらの作業は主としてボランティアの方々のご協力、ご支援を頂き体制作りを進めて参りました。

現在の低成長化時代に於る経済不況に加え保険制度の改訂により我々の透析環境も何らかの変化をきたすものと思われ、その前途は樂觀を許されないものがあります。

特に保険制度の改訂によりこのままでは「透析サービス」の低下と「社会復帰」に不可欠な夜間透析についても変化をきたす恐れがありその外にも患者の増加に伴う機械不足等諸問題は多々あります。

これらに対処する為、世論の喚気を図る為、全腎協、難病連等各団体と緊密に連絡をもち活発な行動を行っていくと同時に、各地の地域特性、又それぞれの病院により事情が異っており個々に解決、改善を図るものもありますので医療スタッフと一体となり相互信頼に基き、よりよい環境作りに努力して行きましょう。

ひとりひとりの知恵を集めて

北海道腎臓病患者連絡協議会

事務局長 阿部 隆

道内において人工腎臓による治療が行なわれ始めて八年になります。その間透析患者は年々増えつづけ七百人以上にもなつてきていますので、このままでは地方自治体も高額医療費を補助しきれなくなり、いずれ政府が何らかの制約をつけてこないうちに医師、医療スタッフ等の協力を得て将来の腎対策を確立しなければならぬ時期にあります。難病の中でも最も多額の国民のお金で生命を保っている我々は自覚し尚一層努力して社会復帰しなければならぬと考えます。しかし、社会復帰を目的として開発された透析治療であつても、時間的制約のため就職・復職の出来ない人がいるのが現実であり、この点について具体的な運動をすすめなければなりません。また、透析患者が増える以上、これを防止する治療法のひとつである腎移植についても、普及に必要な運動とこれに関する法律等の改正に力を入れ運動しなければなりません。このように多くの問題点をかかえながらも、私達は諸先輩のたゆまぬ運動の恩恵をうけ治療をうけることが出来ました。しかし、このまま増えつづけると大きな社会問題となり、財政的理由から「金食い虫」と社会から攻撃をうけかねません。私達は井の中のかわずとならぬ様、私達の取りまく状況をよくつかみ、道内の仲間と連絡を取り合い、精神的・医学的・社会的向上を目指し、将来に予測される困難と障害に備えるために、すべての腎臓病患者の全道組織を関係各方面の方々の御協力を得て結成しました。活動家がいらない、事務局体制が確立されない、財政困難、会員の無関心など、問題は多くこれらの根本的な解決法や特効薬はないと考えます。なによりも会員、患者の要求を基礎に地道な活動を五年ないし十年先の見通しをもつてねばり強く続けることにあると思えます。一人一人の考え方が違うように色々の問題がありとあらゆる角度から提示されそれらに取り組んでも、如何なる目的、手段がなされ成果が目前に追まら

うとも私達仲間の心の調和が得られずして無理に目的を達成しようとしてはならないと考える。我々の組織の力は一人一人の力の結集から成り立っている限り我々の活動が正確に地に足を固め、各方面から評価されるようになるまで、先輩諸氏の基礎の上に更に各地域毎にしっかりと組織づくりを行っていくと共に会員諸君が自分の生きる道と肉体のハンディを良く理解し、すばらしい心の持ち方によって自分の将来の社会的調和の基に理解と勇気を呼び起しているからこそ、このわずかな一人一人の知恵が幾万と集まり無限に広がって会の発展に大きく寄与していく限りにおいて、如何なる環境にも道腎協の基礎は崩されないであろう。どんなことでもよいから会員に知らせる。財政的に困難であるから例え、ワラ半紙のピラでもいいから、定期的に連続することが必要だと考えこの点に気を使いながら、地道な運動を続け道腎協の基礎固めをしなければならぬのが今の時期である。ですから、はじめからいろいろなことに手を出すのではなく、身近な問題、そして今の財政事情の中で出来ることから始めていくことが今の道腎協として出来る唯一の仕事なのです。こうした日々の活動の中からよい知恵も浮び、活動家も育っていくのではないでしょう。



北海道腎臓病患者連絡協議会

(道腎協) 結 成

五十二年十月一日 サッポロハイツにて
全道より、札幌・苫小牧・室蘭・函館・留萌・旭
川・北見・釧路の八ブロックと、全腎協の小林事務
局長をお迎えし、設立委員会を開催、旭川を除く七
ブロックの参同を得、道腎協を設立す。(役員名簿
別添)
その後帯広ブロックも入会され現在八ブロックで
運営されている。

道腎協結成おめでとうございます

全国腎臓病患者連絡協議会

〒161 東京都新宿区下落合三―十五―二十九

田沼ビル(第二)

TEL 〇三―九五二―五三四〇

全国腎臓病患者連絡協議会

小林 孟 史

会 長 上 田 昭

事務局長 小林 孟 史

副会長 浦川 光 永

北海道腎臓病患者連絡協議会の結成、おめでとうござ
います。

また、この度文集を発行されること、活動が軌
道に乗りつつあることを心からお慶び申し上げます。
北海道は広大な地理に加え、厳しい気象条件のため
相互の連絡が難しく、これまでは患者同志の交流が必

ずしも盛んとはいえませんでした。

これまで、「釧路腎臓病者を守る会」が全腎協に単独入会の後脱退、その後「つくし会（苫小牧）」、「札幌腎友会」が別々に入会しました。入会しない会でも全腎協との交流のあった会も幾つかあります。

それらの会が一つになつて道腎協が結成されたわけですが、その過程には多くの曲折、多くの方々の献身的な努力があつたことと思います。今年度の国会請願に早くもその成果が表れ、前年度をはるかに上回る署名、募金が集められました。

この貴重な結実を、今後更に発展させ、会員相互の親睦交流を深められますよう期待しています。

特に二月一日から実施された透析医療費の改定に伴つて、患者への様々な形でしわよせが予想されているこの時、全国の仲間と手を取り合つて医療上生活上の多くの問題を、一つ一つ粘り強く解決してゆきましよう。

四月二日には、他の難病・疾病の方々と一同に会する「ゆたかな医療と福祉をめざす——全国患者・家族集会」が開かれます。今まで自分の殻に閉じこもつていた患者が療友と語り合い、更には他の多くの疾病の患者やその家族へと輪を拡げる歴史的な集会です。

者の立場での「福祉元年」として、この集会をせひ成功させなければなりません。

すべての国民が、病者・障害者になる要素を常に持っています。私達の運動は単に自分だけを守るためのものでありません。社会的に非常に大きな意義を持つものであることを考え、今後も力強い活動を進めてゆきましよう。



「どうじん」の創刊おめでとうございます

北海道難病団体連絡協議会

事務局長 伊藤建雄

(全国筋無力症友の会)

北海道難病連は昭和四十八年に道内の患者・家族団体が集って結成されました。その後札幌腎友会の加盟とか同一疾病団体の併合などがあり現在二十団体の加盟となっています。

道腎協については結成に従って札幌腎友会に替って道札病連に加盟することになりました。また道難病連の活動が、しだいに地域に広がっていくなかで、道腎協傘下の各地域組織も道難病連の地域における構成組織の一つとして活動していただくことになりました。

北海道難病連は北海道の患者や家族の運動を代表し、多様な活動を行っています。その運動の基本は、患者や家族の要求をまとめ行政や議会に訴え、その理解と支援を道民に求め、明るい福祉社会の実現に自ら努力するというものです。

道難病連のさまざまな活動については、機関誌「な

んれん」を通じて各加盟団体全会員に知らせ、そして毎年開かれる全道集会や合同レクリエーションなどと共に直接会員の声を聞く機会としています。

難病連の規約や機構については「なんれん」の14(五十二年十一月発行)15(五十三年二月発行)に詳しく掲載されています。

道腎協が全国組織として加盟している全腎協は全国患者家族集会や全難連・全患連などの事務局や代表して活躍した各都府県難病連でも中心となって活動しています。北海道でも道腎協はじめ各地の腎友会がその多様な経験を生かして、他の団体を援け、患者・家族の運動に大きな力を発揮されることを期待しています。

道腎協に結集された皆さんの願いや要求が一日も早く結実することを願っています。

道 腎 協 役 員 名 簿

会 長	細 川 哲 夫	(札 幌 ブ ロ ッ ク)
副 会 長	五 百 島 制 也	(室 蘭 ブ ロ ッ ク)
"	広 岡 達 夫	(苫 小 牧 ブ ロ ッ ク)
事 務 局 長	阿 部 隆	(札 幌 ブ ロ ッ ク)
運 営 委 員	古 賀 貞 二	(札 幌 ブ ロ ッ ク)
	鈴 木 啓 三	(")
	宮 嶋 真 理 子	(")
	赤 松 明	(")
	菊 地 憲 二	(室 蘭 ブ ロ ッ ク)
	増 田 康 彦	(苫 小 牧 ブ ロ ッ ク)
総 務 担 当 ・ 会 計	留 目 英 生	(札 幌 ブ ロ ッ ク)
会 計 監 査	西 嶋 重 夫	(札 幌 ブ ロ ッ ク)
	大 西 政 弘	(")

各ブロックより2名

幹 事	* 藤 田 勉 ・ 武 田 誠 剛	(札 幌 腎 友 会)
	* 田 中 竜 一 ・ 金 卷 卓 郎	(道 南 腎 友 会)
	* 高 木 昭 蔵 ・ 土 江 太 郎	(室 蘭 腎 友 会)
	* 吉 田 一 郎 ・ 清 水 新 太 郎	(留 萌 腎 友 会)
	* 石 川 后 郎 ・ 谷 沢 忠	(北 見 柏 陽 会)
	* 早 坂 要 ・ 加 賀 健 一	(釧 路 腎 友 会)
	* 梅 津 政 一 ・ 八 代 洸	(帯 広 腎 友 会)
	* 玉 根 靖 子 ・ 西 本 昇	(苫 小 牧 腎 友 会)

道腎協各ブロック紹介

札幌腎友会 ㊦

▽062 札幌市

会長 細川哲夫

事務局 留目英生

苫小牧つくし会 ㊦

▽053 苫小牧市

会長 越前義雄

事務局 広岡達夫

室蘭地方腎友会 ㊦

▽051

会長 五百島 制也

函館道南腎友会 ㊦

▽042

会長 石原光朗
事務局 中野龍一

留萌水無人腎友会 ㊦

▽077

会長 吉田一郎

北見柏陽会 ㊦

▽090

会長 石川后郎

釧路腎友会 ㊦

▽085

会長 早坂 要

帯広腎友会 ㊦

▽080

会長 梅津政一

国会請願状況報告

一月三十一日、道腎協代表として

函館ブロック代表 会長 石原光朗氏

釧路ブロック代表 副会長 上田 弘氏

両氏が出席し、各県代表の方達と、精力的に請願運動をされ元気に帰道されました。ここに報告致します。

釧路腎友会

副会長 上田 弘

// 国会請願に参加して //

本年度も全腎協に於て、腎臓病患者の医療と生活を改善し、予防対策を含む腎疾患の抜本的・総合的対策を国に確立させるために、国会に請願することになり、一月三十一日に各都道府県より代表が東京に集り、各地元選出議員の代議士の方に請願書を提出してまいりました。

道内分は、署名総数四八一一名、募金（全腎協納入

分）も三二七、三一〇円と他の都道府県に比して署名数、募金額とも多く、道内会員の御苦勞された事が如実にあらわれていると思われました。

全国の集計は第六十三回運営委員会報告のとおり（未集計の所もある）となっており、署名数も目標の二〇万人を越すことができ、また、募金額も全腎協納入分総額で五百万円をオーバーしており、これを国会請願にかかわる諸費用に使用し、残金については特別会計として積立てられます。また各支部での還元された募金は会の活動資金として利用することになります。

国会請願は一月三十一日、十時三十分には衆議院第一議員会館に全国から約百名の仲間が集まり、まず集会が開かれました。

集会には、各党、各会派の社会労働委員会所属の国会議員（自民党：山口シヅエ（秘書）・社会党：田口一男・公明党：大橋敏夫・民社党：和田耕作・共産党：安田順次・新自由クラブ：工藤アキラ）の各氏が出席され、皆様から力強い激励の言葉をいただき、全腎協から請願内容ののち、腎友会会員からの生の声で訴えました。

集会での患者からの生の声としては、
一、汽車、バス等で遠距離を通院しているため、透析

施設の地域的偏在を解消し、公的病院に透析施設を設置すること。(北海道)

一、透析に週二・三回かかるため、再就職がむずかしいので、再就職を容易にするために自動車運転免許を取らせてほしい。(石川県)

一、腎臓移植のための死体腎提供の促進を国の施策で実施すること。

一、医療費の改正によつて(二月一日実施)その併害が我々患者に回つて来るのではないか。ダイヤライザーを再生使用している病院があり、それにより発熱等の症状を起した会員もいる。(大阪府)

現在使われている器械よりも安上りでできる器械に変更されたり、ダイヤライザーを安く上るようなものに変更されたり、また透析開始時間も夜間透析割増が加算されるために今迄午後四時頃始めていたものが、午後五時以降に開始するように強制的に変更されるのではないか。(愛知県・東京都)

一、鹿児島県の現在設置予定の中核医療施設に腎移植を出来る施設を設置してほしい。(鹿児島県)

一、透析患者の通院には多額の通院費が要し、生計費に対する割合も高率となり、ぜひ内部障害者にも国鉄運賃の割引を適用して下さい。(北海道)

などの生々しい患者の声を出席した国会議員の各氏は聞き、今後の国会活動に、この声を反映できるように一生懸命頑張ることを約束し、引上げられました。

その後閉会のあいさつをかねて全腎協副会長から、一、今回の医療費の改訂で腎移植経費は増額されるが、透析に対する費用は減額されるのではないか。

一、一見医療費がアップされたようにみえるが、逆に切下げになつていないのか。

(透析費用は現在二一五〇点が三一〇〇点になつたが、カニエレーション料、ダイヤライザー及び回路の費用が含まれるようになった。)

これらは医療の荒廃を起す危険性もあり、この荒廃を防ぐためには、私達の腎友会の体制をより強化し、理想的な腎友会を早く確立しなければ良い医療制度が確立されないのではないのでしょうか。とのことです。

午後からは各都道府県別に分散し、出身地別の国会議員の方に請願書を渡すことになり、北海道から参加した函館の道南腎友会会長石原光郎さんと、釧路腎友会副会長上田弘が北海道の四八一名分の請願書を旭川出身の衆議院議員、自民党の川田正則氏と、参議院議員共産党の小笠原貞子氏の各議員室を訪ね、紹介議員として国会請願の要請をお願いしてまいりました。

あいにく両先生は不在でしたので、秘書の方に趣旨説明をして、七項目の実現にむけ、国会内活動を展開していただくようお願いし、両秘書においても、これらのことについては十分承知しており、出来得る限り実現に向け頑張る事を約束していただき、引上げてきました。

各県別の要請状況については、後日「全腎協」機関誌で報告される事と思います。

他の都府県の方々も非常に元気で、「透析患者」ではなく、「透析者」であるということ、まざまざと見せつけられ、我々道内の腎友会の方々においても大いに会活動に参加し、多くの仲間と交流を交し、知識を広めようではありませんか。

北海道の腎友会も設立されたばかりでまだ横のつながりなども確立されて居りませんが、出来得る所から早急に体制固めをし、会活動を通じてより良い透析医療を受けられるよう頑張ろうではありませんか。

(釧路・上田記)

全腎協

第二十一回幹事会出席

来たる三月十八・十九日

東京、全社連会館にて

第二十一回幹事会が催されます。

道腎協は阿部事務局長が出席されます。

昭和五十三年度全腎協幹事候補に

事務局長 阿部 隆 氏を

推せん致しました。

道腎協第一回幹事会開催

昭和五十三年三月五日(日)午前十一時～十五時

北区民センターにおいて、札幌、函館、苫小牧、室蘭、留萌北見、釧路の七ブロックの代表が集り、第一回の幹事会が開かれました。内容につきましては、阿部事務局長が全腎協の幹事会から帰られましたから事務局ニュースとしてお知らせいたします。

道腎協 署名と募金集計

ブロック名	署名数	募金額	各ブロック	道腎協	全腎協
札幌	1,564名	194,538円	7,783.2円	5,835.3円	5,835.3円
函館	812名	78,560円	3,136.0円	2,360.0円	2,360.0円
室蘭	908名	213,000円	8,520.0円	6,390.0円	6,390.0円
留萌	1,024名	244,680円	9,787.2円	7,340.4円	7,340.4円
北見	661名	157,527円	6,301.0円	4,725.8円	4,725.8円
釧路	478名	117,877円	4,715.1円	3,536.3円	3,536.3円
帯広	362名	102,859円	4,112.3円	3,086.8円	3,086.8円
苫小牧	627名	120,000円	4,800.0円	3,600.0円	3,600.0円
総計	6,436名	1,229,041円	49,154.8円	36,874.6円	36,874.6円

一部地域遅れた関係上全腎からの第63回運営委員会報告による請願カンパ納入状況とは数字的にはちがってますが、福岡・東京について3番目という状況でした。

患者と家族の全国集会

— ゆたかな医療と福祉をめざす —

全国患者・家族集会

道難連を中心にして患者・家族団体による全国集会をめざす準備状況は、四月二日を目ざし、順調に進んでいます。

署名用紙・その他の書類も届き各ブロックごとに頑張っていることと思います。

歴史上初のこの全国集会を全市民の方達にも支持していただくよう、よびかけていこう。

そして集会に一人でも多く参加できるよう頑張りますよう。

一人一枚の署名目標を達成しよう。

署名用紙不足の時は事務局へ連絡して下さい。



規約

第一条 (名称・所在地)

本会の名称は、北海道腎臓病患者連絡協議会(略称・道腎協、以下本会と略す)とし、事務局を札幌市豊平区 留目英生方におく。

第二条 (目的)

本会の目的は、次の各事項とする。

- 一、すべての腎臓病患者相互の経験交流と親睦を図る。
- 二、腎臓病治療と予防のための医療体制および研究体制の充実・向上をめざす。
- 三、腎臓病患者・家族の医療と生活の権利を守り、

第三条 (事業)

本会は第二条の目的を達成するために、次にかかげる諸活動をおこなう。

- 一、腎臓病患者の医療と生活を守り、向上させるための法的、行政的、医学的要求を関係諸機関に働きかける。

- 二、必要な資料・情報の収集と作成。

- 三、機関紙誌の発行と配布。

- 四、加盟各ブロック・組織間の交流。

- 五、加盟各ブロック・組織の強化と未組織患者会の組織化。

- 六、他の患者・障害者組織など必要な関係諸団体との連携。

- 七、その他目的を達成するための諸活動。

第四条 (組織)

本会は、腎臓病患者およびその家族を主たる構成員とする患者組織で構成される連絡協議体とする。

第五条 (機関)

本会には次の機関をおき、その運営は合議によるものとする。

- 一、総会

- 二、幹事会

- 三、運営委員会

第六条 (総会)

総会は、本会の最高の協議、議決機関であつて毎年一回会長が招集する。総会は、代議員制にする。なお、文書による発言もできる。総会では、次の事項を協議決定する。

一、活動報告と決算および会計監査報告の承認。

二、活動方針と予算の決定。

三、役員を選出。

四、規約の改廃。

第七条 (臨時総会)

加盟組織の三分の一以上の要求があつたとき、または、幹事会が必要と認めるときは、臨時総会を開かなければならない。

第八条 (幹事会)

幹事会は、総会から総会までの間、総会の決定にもとづき、必要な事項を協議決定する。

幹事会は、幹事、会長、副会長、事務局長、運営委員で構成し、年三回以上開催する。

幹事会は、会長が招集する。幹事は、各組織から推せんを受けた各一名の代表で、総会において選出される。その任期は一年とする。幹事会の決定は、次の総会に報告し承認を受ける。

第九条 (運営委員会)

運営委員会は、総会、幹事会の決定にもとづき、本会の運営に責任をもつ執行機関であり、必要に応じて開催し、会長が招集する。

運営委員会は、運営委員で構成する。運営委員会

には、必要な専門部をおく。

運営委員会の活動は、次の幹事会に報告し承認を受ける。

第十条 (役員)

本会には、次の役員をおく。役員は総会が選出する。

会長 一名

副会長 若干名

事務局長 一名

運営委員 若干名

幹事 各ブロックから二名

会計監査 二名

ただし、役員の兼任はできない。その任期は一年とする。

第十一条 (事務局)

本会に事務局をおくことができる。事務局員の採用は、幹事会で決定する。

事務局は、運営委員会の指導のもとに本会の業務を執行する。

第十二条 (財政)

本会の財政は、会費・寄附金その他の収入によつてまかなう。

第十三条 (会 費)

本会の会費は、加盟各ブロック・組織の構成員一人につき一ヶ月一五〇円とする。(全腎一〇〇円、道腎五〇円)

第十四条 (会計年度および会計処理)

本会の会計年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。

本会の会計処理は、別に定める規定による。

第十五条 (会計監査)

本会の会計監査は、会計年度内に一回おこなう。

第十六条 (加盟および退会)

本会への加盟は、第四条に定める団体加盟を原則とし、運営委員会の議を経て幹事会、総会の承認を得る。

退会については、加盟組織からの申し出によって運営委員会の承認を得る。運営委員会は、幹事会、総会に報告する。

第十七条 (附 則)

- 一、この規約の改廃は総会でおこなう。
- 二、この規約は、総会で決定後、直ちに効力を有する。
- 三、この規約による細則を設けることができる。

